
ホットニュース(平成12年度／第27号)

●今月の業界ホットニュース／～ビットバレーへの集積～

ネットビジネスの起業家群が渋谷に集積するようになって、昨年ビットバレーアソシエーションが設立されたという。ネットビジネス家は勿論ネット上での情報のやりとりを得意とするところであり、立地条件を厭わないとも言われたりもするが、やはりフェイス・ツー・フェイスの情報交換が重要であり、この会が設立され会合を持つようになり、当初100人程度の集まりが1年間で2千人を超える集まりになり、規模が大きくなりすぎて現在は中断しているという。

全国の各所で、情報関連産業の育成を目指して、例えば大垣市のソフトピア・ジャパンのようなインキュベーション施設を整備したりしているが、必ずしも十分な成果を生み出すところまでいっていないようである。

ところがその種の施策を、東京都や渋谷区が積極的に行っているとは聞かないが、起業家群が渋谷周辺にますます集積しているという。ビットバレーアソシエーションを主宰する西川潔氏によれば、コンテンツ系起業の立地条件は、街がファッショナブルで情報刺激に溢れていること、ネットアルバイトとなる大学生に恵まれていることなどを揚げておられる。アメリカでもテクノロジー系情報産業の集積はシリコンバレーが有名であるが、コンテンツ系の起業家はニューヨークのシリコンアレーに集積しているという。

このようなことを念頭に置きながら、これからの情報産業の育成策や街づくりのあり方を考えていく必要があると思われる。

(代表取締役 堀田紘之)

●都市計画の生き残る道 — ユニバーサルデザイン

タイトルは大袈裟に設定してみたが、要するに、これからの都市計画における視点として非常に重要になると考えているということである。

都市計画は、ご存じのように土地利用と都市整備(都市施設及び市街地開発事業)という大きな2本の柱で構成されているが、他の法律や枠組みでの規制・整備と大きく異なる特徴は、「面的でありかつ総合的な対応が可能である」ということと考えられる。すなわち、都市という人間が居住し、生活する場において個別の縦割り行政や縦割り対策を越えてトータルな視点での対応を行うことが可能であるということである。

近年、障害者や高齢者に対応したバリアフリーという概念は一般的なものになっており、様々な施設が対応してきている。これをもう一歩進めて「ユニバーサルデザインのまちづくり」へと進化させていくべきである。ユニバーサルデザインは障害者や高齢者を含む全ての人々が安全にかつ快適に生活できる環境づくりである。

規制緩和の大合唱の中、都市計画制度における規制についても緩和が求められ、一部からは都市計画不要論までも出てくる状況である。ここで、もう一度市民に対してユニバーサルデザインに基づく「夢のあるまちの将来像」を提言できるかどうか、我々コンサルタントのみならず、都市計画にかかわるもの全てに求められていると感じている。

(第二計画室長 坂本敦彦)

●大規模小売店舗立地法施行される

さる6月1日、大規模小売店舗を設置する者に対して、適正な駐車場

台数の確保や騒音対策など周辺環境への配慮を求める「大規模小売店舗立地法(大店立地法)」がとうとう施行された(初日は全国で12件の届出があった)。

新法のいう「周辺環境への配慮」とはいわゆる街づくりの視点である。大規模商業施設も地域社会の一員として自覚し、設置・運営に対して適切な配慮を行うことで、街づくりへの配慮をして下さいというのが法の趣旨である。

しかし、ある限られた敷地という“点”に対する配慮をいくら求めても地域全体の“面”として果たしていい方向に向かうのであろうか？これはその他街づくり2法(都市計画法・中心市街地活性化法)の枠組みがその役割を果たすとされているが、未だその具体的な全体商業像が描けていない(?)中での立地法施行は些か不安でならない。

それぞれの自治体が“面”としての地域商業像を描き、それを実際に動かしていく担い手づくりを早急に進めて行くことで立地法との相互補完関係を具体的に見だしていかなければ、立地法はただの出店規制の意味合いしか持たなくなってしまうし、適正な運用は出来ないと思われる(届出者の負担もかなり大きい)。

自治体には今後、立地法を含めた地域商業に対するプロデュース／コーディネート力が問われてくるであろう。

とにかく、今後の地域商業のあり方に大きく左右するだけに、今後注目していきたい。

(第五計画室 坂本裕之)

●公園は、危険な迷惑施設なの？(PART1)

先日NHKのニュースで、小学生が被害にあう場所の第一位は、街中の死角となりやすい公園であるという調査結果が紹介されていた。また、自宅近くの集まりの席では市の公園担当から、夜遅くまで溜まって騒ぐ人が出がちであることから、公園が近所の迷惑施設となっているという現状が説明された。つまり、遊び、憩い、休息する場所であるはずの公園が、子供たちにとって最も危険な場所であり、自宅に隣接してほしくない施設となってしまっているのである。

これらの問題を解消するには、周囲からの目が届きやすい場所に公園を整備し、維持管理を十分に行えばよいということになるのだが、これはなかなか難しい。人が集まりやすく、目に付きやすい場所は、経済面からも好立地なので他の施設と競合してしまうし、また、自治体等が公園を24時間管理するというわけにはいかない。維持費もばかにならない。

とすれば、住んでいる人が公園を自分たちのものと意識し、守っていけるような仕掛けづくりを考えなくてはいけないだろう。

例えば、前述の集まりの席では、集会施設と公園を隣接もしくはセットで整備して、施設を利用する人々の目が届くような公園にし、高齢者や地元の人が注意するようになればよいなどの案が出された。公共施設に対する認識を高めることが前提ではあろうが、今後、うまい仕組みづくりを考えてゆけたらと考えている。

(都市情報計画室 出ッ所幸子)

アルメックホットニュース(平成12年4月15日発行)

////////////////////////////////////